

四日市市告示第347号

四日市市低入札価格調査実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年 5月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市低入札価格調査実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市低入札価格調査実施要綱（平成20年四日市市告示第362号）の一部を次のように改正する。

改正後
別表1 調査基準価格の算定（第3条関係）
①から⑤まで （略）
⑥電気・通信設備工事（上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く）
機器単体費× <u>0.907</u> +直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97
+（現場管理費+機器間接費）×0.9+一般管理費×0.65
⑦上水道機械設備工事
機器費× <u>0.907</u> +直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97
+（設計技術費+現場管理費+据付間接費）×0.9+一般管理費×0.65
※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まない。
⑧上水道電気工事
（機器費+製作原価）× <u>0.907</u> +直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97
+（現場管理費+据付間接費+設計技術費+指導員派遣費）×0.9
+一般管理費×0.65
※機器費には購入機器費を含む。
⑨下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事
(a)下水機械設備工事
機器費× <u>0.907</u> +直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97
+（設計技術費+現場管理費+据付間接費）×0.9+一般管理費×0.65
(b)下水電気・通信設備工事
機器費× <u>0.907</u> +直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97
+（設計技術費+現場管理費+据付間接費）×0.9+一般管理費×0.65
※下水機械設備及び下水電気・通信設備工事の直接工事費の対象は、輸送

費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

(注1) から (注4) まで (略)

改正前

別表1 調査基準価格の算定 (第3条関係)

①から⑤まで (略)

⑥電気・通信設備工事 (上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く)

$$\begin{aligned} & \text{機器単体費} \times 0.895 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 \\ & + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.65 \end{aligned}$$

⑦上水道機械設備工事

$$\begin{aligned} & \text{機器費} \times 0.895 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 \\ & + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.65 \end{aligned}$$

※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まない。

⑧上水道電気工事

$$\begin{aligned} & (\text{機器費} + \text{製作原価}) \times 0.895 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 \\ & + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費} + \text{指導員派遣費}) \times 0.9 \\ & + \text{一般管理費} \times 0.65 \end{aligned}$$

※機器費には購入機器費を含む。

⑨下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

(a) 下水機械設備工事

$$\begin{aligned} & \text{機器費} \times 0.895 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 \\ & + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.65 \end{aligned}$$

(b) 下水電気・通信設備工事

$$\begin{aligned} & \text{機器費} \times 0.895 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 \\ & + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.65 \end{aligned}$$

※下水機械設備及び下水電気・通信設備工事の直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

(注1) から (注4) まで (略)

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

(総務部調達契約課)